

## 法定任務Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

### 基本目標Ⅱ－２ 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ－２－（１）<br>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること |
| 政策   | Ⅱ－２－（１）－①<br>金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応  |

#### 【評価結果の概要】

法令に照らして利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対する厳正かつ迅速な行政処分の実施、及び監督指針等における監督上の着眼点等の整備・明確化は、金融機関等の法令等遵守態勢の確立に資するものであると考えています。引き続き、処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知等により再発防止に努める必要があるとともに、業界や関係機関との情報交換、国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。